設計図書

# 業務概要書

- 1 業 務 名 浜坂地区保安林改良事業
- 2 業務場所 鳥取市浜坂
- 3 履行期間 契約日から令和8年3月18日まで
- 4 業務内容 植栽

A= 0.78 h a

## 特記仕様書

#### 第1 総則

- 1 本業務は特記仕様書、設計図書及び共通仕様書に基づき実施するものとする。なお、特記仕様書、設計図書の記載事項は共通仕様書に優先するものとする。共通仕様書は、鳥取県森林整備事業仕様書を用いるものとする。
- 2 特記仕様書及び設計図書に明示のない事項、または疑義を生じた事項は、監督員に確認してその指示を受けなければならない。

## 第2 施工について

#### 1 目的

本業務は、松くい虫被害によりクロマツが減少し、飛砂防備、防風等の保安林機能が低下している 当該地域において、後背地に被害を及ぼす恐れがあるため、抵抗性クロマツの植栽を実施し保安林機 能の回復を図ることを目的とする。

また、風害・飛砂を防止するため、施工地内に残存しているクロマツ及び高木性広葉樹(エノキ、センダン、タブノキ等)を極力保残し活用する。

#### 2 施工場所

植栽工の詳細な場所については、別途現地で打合せすることとする。

## 3 現場条件

業務施工地は観光地周辺に位置するため、受託者は観光客及び現場付近で事業を実施している事業者の妨げとならないよう十分配慮することとし、安全に十分に留意すること。万一、観光客等との事故・トラブルが発生した場合は、監督員へ速やかに連絡すること。

## 第3 作業内容

#### 1 地拵え

- (1) 地拵えの際には、施工地内に残存しているクロマツ及び高木性の広葉樹を極力保残すること。 詳細については別途指示する。
- (2) 施工地周辺の枯損木や風倒木等、施工に支障がある樹木がある場合には、別途処分を指示する 場合がある。その際は伐倒、集積、処分等について実績に基づき変更設計を行う。

#### 2 植栽

- (1) 植栽木の配置は標準図を参考とし、詳細については現地確認を基に監督員と協議の上、決定するものとする。
- (2) 施工地に残存しているクロマツ及び広葉樹の樹冠の真下及び作業道には極力植栽しないものと する。詳細については別途指示する。
- (3) 植栽は、原則春植えとする。万が一、資材調達等で春植えが困難な場合には、速やかに監督員と協議を行うこと。

#### 第4 その他

1 本事業は前金払いの対象としていない。森林整備保全事業設計積算要領の定める一般管理費の補正 を行ってない。 2 本業務は、治山工事及び林道工事における週休2日の取得に要する費用計上実施要領(令和7年5月2日付第202500034083号鳥取県農林水産部森林・林業振興局長通知及び第202500033771号鳥取県県土整備部河川港湾局治山砂防課長通知)の対象である。

https://www.pref.tottori.lg.jp/317565.htm に掲載された本工事調達公告日時点で最新の同要領に従い週休2日工事を実施し、現場閉所の実績が確認できる資料(「週休2日工事 休日等取得実績書」参照)を工期末の14日前までに提出すること。

3 労働災害が発生した場合の対応として、迅速・的確な通報と救援のため、「とっとり森林緊急通報カード」を作成し、現地の作業員全員がカード情報を共有すること。



# とっとり森林緊急通報カード



現場名: (

現場から 1 1 9

**衛星電話の場合** 119通報不可 右記番号へ 東部消防局 0857-23-0119 中部消防局 0858-29-5124 西部消防局 0859-35-1960

※救急車を呼ぶべきか判断に迷うときは「#7119」へ。専門家へ相談できる。

携帯電話の通信は可能ですか?	はい	•	いいえ	
「いいえ」の場合、携帯電話が通信可能な場所 ( <b>作業開始前に記入</b> )				

<現場の位置>···可能なら現場位置の緯度・経度をGPS等で測定し通報。へり救助の必要性は消防が判断。

現場の位置※	緯度	経度
(測地系 WGS84)		

- ※携帯電話は必ずGPSを「ON」の状態で119番通報する。
- ※通報場所が被災者の位置と離れている場合は、通報場所から被災場所までの距離や方角を必ず 伝えること。

< **水急車と案内人の合流場所>・・・作業開始前に記入**。合流場所は「ゼンリン住宅地図」があれば記載する。 合流場所の住所地がわかれば詳細に住所地を記載する。

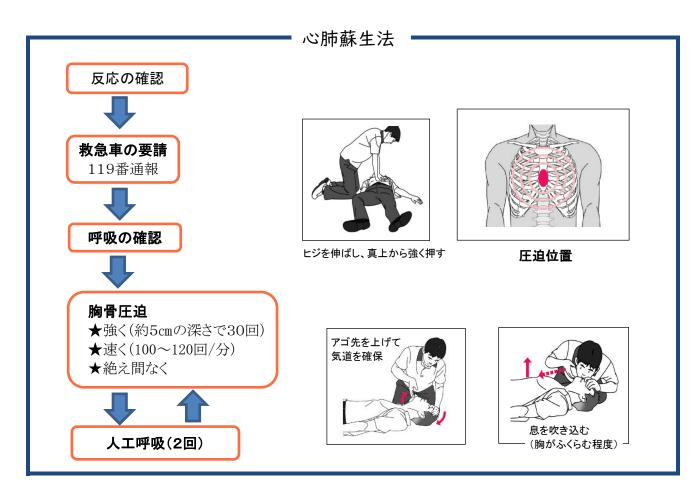
合流場所の説明 (救急車はゼンリン地図を搭載しているのでゼンリン地図に記載のある場所を記入) 「どこから入って」「どこら辺のどこで」または、住所地があれば住所地で

(注:救急車は砂利悪路で走行不可なので、被災現場付近の未舗装道路は現場の軽トラック等に乗り換える必要あり)

<被災者の情報>・・・・・被災場所で携帯電話が通信できない場合のみ記入して、通信可能場所へ向かう。 被災現場で携帯電話が通信可能なら記入せず、速やかに119通報する。

氏名		年齢・性別	( )歳 男・女 血液型( )
被災部位	手・足・頭・その他(	ハチアレルギー	ある ・ ない ・ 不明
容態・状態			
意識	ある ・ ない	出血	多 · 少 ( )
呼吸	ある ・ ない	顔色	普通 ・ 白い ・ 赤い
骨折	ある ・ ない ・ 不明	服の色	

- **<応急処置>・・・**被災者を安全な場所へ移し応急処置を行う!可能なら合流場所へ向けて搬送する!
  - ○まずは・・・我が身の安全確保!!
  - 〇話しかけて意識がないときは、痛覚を刺激する。意識がないときは119番通報する。



# 直接圧迫止血法

〇出血に対しては・・・清潔な止血帯・三角巾・タオル等を使用し止血する。

血液に触れないよう手袋等を使用し、 傷口をタオル等で強く押さえて圧迫する



## 熱中症対策

- 〇令和7年6月1日から、事業体の熱中症対策が義務化されています!!
  - ・・・冷却服・空調服の着用。こまめに休憩(インターバル)。
- Oいつもと様子が違うと思ったら、熱中症を疑う!!(ふらつき、生あくび、大量の発汗など)
- 〇症状に応じて119番通報。 判断に迷うときは「井7119」へ。専門家へ相談できる。

#### 全身を急速冷却

- ★ジャケット等衣類を脱がせ、水をかける
- ★水分・塩分、経口補水液などを飲ませる

平成 15 年 9 月 1 日付森保第 419 号 (一部改正) 平成 16 年 4 月 1 日付森保第 68 号 (一部改正) 平成 19 年 4 月 11 日付第 200600203159 号 (一部改正) 平成 28 年 6 月 8 日付第 201600028009 号 (一部改正) 令和元年 6 月 25 日付第 201900081731 号

森林整備事業共通仕様書

## 鳥取県森林整備事業仕様書

第1章 総 則

#### 第1節 通 則

#### (適用範囲)

- 第1条 この仕様書は、鳥取県農林水産部が所管する植栽、下刈、枝打ち、間伐等の施業(以下「森林整備事業」という。)の委託に適用する。
- 2 委託を受けた者(以下「受託者」という。)は、「鳥取県森林整備事業等業務検査規程」 (平成19年10月1日付第200700072077号農林水産部長通知。以下「検査規程」とい う。)に従った監督・検査体制のもと、設計図書及びこの仕様書によって施工しなければ ならない。
- 3 この仕様書は、森林整備事業に関する一般的事項を示すものであり、個々の業務に対し 特別必要な事項については、別に定める特記仕様書によるものとする。
- 4 特記仕様書、設計図書又は共通仕様書の間に相違がある場合若しくは図面からの読み 取りと図面に書かれた数字等が相違する場合、受託者は監督員に確認して指示を受けな ければならない。
- 5 受託者は、信義に従って誠実に業務を履行し、監督員の指示がない限り業務を継続しなければならない。ただし、契約書第20条に定める内容等の措置を行う場合は、この限りではない。

### (業務現場管理)

- 第2条 受託者は、常に業務の安全に留意して現場管理を行い、災害の防止に努めなければ ならない。
- 2 受託者は、業務の施工中、監督員及び管理者の許可なくして流水及び水陸交通の妨害と なるような行為、又は公衆に迷惑を及ぼす等の施工方法の採用をしてはならない。
- 3 受託者は、業務箇所及びその周辺にある地上若しくは地下の既設物に対し、支障を及ぼ さないよう必要な措置を講じなければならない。
- 4 受託者は、豪雨、出水、土石流その他の天災に対しては、日ごろ気象情報等について十分注意を払い、常に災害を最小限に食い止めるため防災体制を確立しておかなければならない。
- 5 受託者は、油類等の危険物を使用する場合には、その保管及び取扱いについて関係法令 の定めるところに従い、万全の対策を講じなければならない。

- 6 受託者は、業務現場に業務関係者以外の者の立ち入りを禁止する必要がある場合は、板 囲、ロープ等により囲うとともに、立入禁止の標示をする等十分な措置を講じなければな らない。
- 7 受託者は、業務現場には一般通行人が見やすい場所に業務名、業務期間、施行主体名、 業務受託者の氏名、連絡先及び電話番号、現場責任者名等を記入した事業標示板を設置し なければならない。
- 8 受託者は、業務の実施に影響を及ぼす事故、人身事故、又は第三者に危害を及ぼす等の 事故が発生した場合、又はその徴候を発見した場合は、応急の措置を講ずるとともに、す みやかに監督員に報告しなければならない。
- 9 受託者は、施工に伴って発生した雑木、草等を野焼きしてはならない。また、作業員等の喫煙場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならない。

#### (施工計画書)

- 第3条 受託者は業務着手前に、次の事項を記載した施工計画書を監督員に提出しなければならない。ただし、準備工事については、施工計画書 の提出前であっても、監督員の承諾を得たうえで着手することができるものとする。また、監督員がその他の項目について補足を求めた場合には追記するものとする。なお、監督員の承諾を得た事項については、省略することができる。
- (1) 現場組織表
- (2) 施工方法
- (3) 計画工程表
- (4) 施工管理計画
- (5) 緊急時の体制
- (6) 安全管理
- (7) 環境対策
- (8) その他
- 2 受託者は、施工計画書の内容に重要な変更が生じた場合は、そのつど変更に関するものについて、変更計画書を提出しなければならない。

#### (業務の着手)

- 第4条 受託者は、設計図書に定めのある場合のほか、特別の事情がない限り業務契約後30日以内に着手しなければならない。
- 1 着手日とは、工事開始日以降の実際の工事のための準備工事(現場事 務所等の建設又は測量を開始することをいい、詳細設計を含む工事にあってはそれを含む)の初日をいう。

#### (業務現場発生品)

第5条 受託者は、業務の施工によって生じた現場発生品は整理集積し、現場発生品調書を 添え、監督員の指示する場所で引き渡さなければならない。

#### (業務測量)

- 第6条 受託者は、監督員と協議の上、あらかじめ必要な測量を実施しなければならない。 ただし、業務現場の用地境界杭が既に明らかで、かつ設計図に示された施工区域線と相違 ないと認められる場合で、監督員の承認を受けたときは省略することができる。
- 2 受託者は、測量標、用地境界杭等は、位置及び高さが変動しないよう適切に保存するものとし、原則として移設してはならない。ただし、やむを得ない事情によりこれを存置することが困難な場合は、監督員の承諾を得て移設することができる。
- 3 受託者は、業務に必要な丁張、その他業務の施工の基準となる仮設標識は、設置後、監督員が指示したものについては、確認を受けなければならない。

### (施工中の環境への配慮)

第7条 受託者は、業務の施工に当たり、現場及び現場周辺の自然環境、景観等の保全に十分配慮するとともに、自然環境、景観等が著しく阻害される恐れのある場合及び監督員が指示した場合には、措置を講じ、監督員の確認を受けなければならない。

#### (官公庁への手続)

- 第8条 受託者は、業務の施工に当たり、必要な関係官公庁その他の機関に対する諸手続は、迅速に処理しなければならない。
- 2 受託者は、関係官公庁その他の機関に対して交渉を要するとき、又は交渉を受けたとき は、遅滞なく監督員に報告しなければならない。

## (諸法規の遵守)

第9条 受託者は、業務の施工に当たり、関係法令及び業務に関する諸法規を遵守し、業務 の円滑な進捗を図るとともに、関係法令等の運営・適用は、受託者の負担と責任において 行われなければならない。

#### (施工管理)

第10条 受託者は、業務施工中において、別に定める鳥取県森林整備事業施工管理基準 (平成15年9月1日付森保第418号農林水産部長通知)により施工管理を行い、業務 終了後、その記録を監督員に報告しなければならない。

#### (安全管理)

- 第11条 受託者は、業務の施工に当たり、常に安全に留意して現場管理を行い、災害の 防止を図らなければならない。
- 2 受託者は、施工期間における災害を防止するため、業務箇所及びその周辺のパトロールを実施するとともに、業務関係者による安全教育・訓練等を1ヶ月に1回以上実施し、関係する資料を整備するものとする。また、新規参入者の教育も適時に行うものとする。
- 3 受託者は、使用機械、車両等の点検整備を行い、管理するものとする。
- 4 受託者は、業務箇所のイメージアップを図るため、現場事務所又は作業環境等の改善を行い、快適な職場を形成するとともに、地域との積極的なコミュニケーション及び現場周辺の美装化に努めるものとする。
- 5 受託者は、業務の施工中に事故が発生した場合、直ちに監督員に通報するとともに、 事故の報告書を監督員が指示する期日までに、監督員に指示しなければならない。

#### (交通安全管理)

第12条 受託者は、業務用運搬路として道路を使用するときは、違法運行防止、積載物の 落下等による路面の損傷及び路面汚損の防止に努めるとともに、第三者に損害を与えな いよう十分に注意しなければならない。

#### (業務中の検査又は確認)

- 第13条 受託者は、業務施工中において、設計図書で指定した事項又は監督員があらか じめ指示した事項については、監督員の検査又は確認を受けなければ、後続の作業を進め てはならない。
- 2 前1項の規定において、受託者は、監督員の検査及び確認に関する資料を整備しなければならない。

## (業務検査)

- 第14条 検査規程第2条に規定する中間検査、完成検査及び出来形検査に当たっては、 専門技術者その他立会いを求められた業務関係者が、必ず立ち会って検査を行わなけれ ばならない。
- 2 受託者は、検査のために必要な資料、第10条の施工管理に関する資料の提出及び測量 その他の措置について、検査職員の指示に従わなければならない。

#### (後片付け)

第15条 受託者は、業務の全部又は一部の完成に際し、施工地周辺を保全、後片付け及び 清掃し、かつ整然とした状態にするものとする。ただし、業務検査に必要なものは監督員 の指示に従って存置し、検査終了後に撤去するものとする。

## 第1節 通 則

(適用範囲)

- 第16条 業務に使用する材料は、設計図書に品質、規格を明示した場合を除き、この仕様 書によるものとする。
- 2 受託者は、設計図書により試験を行うこととしている業務材料については、JIS又は 設計図書で指示する方法により試験を行わなければならない。

#### 第2節 緑化材料

(一般)

第17条 緑化材料は、設計図書に示された品質、形状、寸法等を有し、その使用目的に適合したものとする。

(芝)

- 第18条 芝は、成育が良く緊密な根茎を有し、茎葉の萎縮、徒長、むれ、病虫害等のない ものとする。
- 2 受託者は、芝を切取り後、速やかに運搬するものとし、乾燥、むれ、傷み、土くずれ等 のないものとしなければならない。また、保管に当たっては、適当に通風を良くし、又は 散水するなど保存に注意しなければならない。
- 3 人工植生芝の種類及び品質は設計図書によるものとする。

(そだ類)

- 第19条 そだ類は、特に品質、形状、寸法等が示されないときは、次の各号に適合したものとする。
- (1) そだ及び帯梢は、生木で弾力に富む広葉樹とし、用途に適合した品質、形状を有するものとする
- (2) 帯梢の寸法の標準は、長さ3.0 m程度以上、元口径2~4 c m、末口径0.6~0.9 c m程度で枝を払ったものとする。
- 2 受託者は、そだ及び帯梢は、通気・保管が可能な繊維シート等で被覆し、散水するなど 乾燥を防ぐように保管しなければならない。

(目 串)

第20条 目串は、特に品質、形状、寸法等が示されないときは、活着容易なヤナギ、ウツギ 竹、折れにくい割木等で長さ $15\sim30$  c m、 $40.8\sim2.5$  c mのものを標準とする。

(客土等)

第21条 客土は、砂礫の混入しない比較的肥沃なもので、それぞれの用途に適合するとのとする。

(種 子)

- 第22条 種子は、成熟十分で発芽力が良く、病虫害及び雑物の混入していないものとする。
- 2 受託者は、種子の購入に際して保証書等を添付し、発芽率等が不明なものは、発芽試験 を行って、発芽率を確認しなければならない。

(稲わら)

第23条 稲わらは、十分乾燥し、形状がそろい、強靭性及び肥効分を備えたもので、雑物 が混入していないものとする。

#### (肥料等)

- 第24条 肥料は、肥料取締法(昭和25年法律第127号)に定められたもので、その含有すべき有効成分の最小限が、所定量以上のものとする。
- 2 草木灰は、土砂、ごみ、炭片等を含まないものとする。
- 3 堆肥は、完熟したものとする。
- 4 消石灰は、JIS規格に適分したものとする。
- 5 土壌改良剤は、定められた品質又は成分を満たすものとする。
- 6 受託者は、肥料、消石灰、草木灰、土壌改良剤等は、防湿箇所に保管し、変質したものを使用してはならない。

### (萱及び雑草木株)

- 第25条 萱及び雑草木株は、充実した根茎をもつものとする。また萱及び雑草木株は、30cm程度に切断し、打違いにして1mの縄で縛ったものを1束とする。
- 2 受託者は、萱及び雑草木株を、採取後速やかに使用するように努め、使用までに日時を 要する場合は、仮植、ぬれ筵等で被覆するなど乾燥を防ぎ、活着及び発芽を維持するよう 保管しなければならない。

#### (苗 木)

- 第26条 林業種苗法(昭和45年法律第89号)の適用を受ける苗木は、同法に基づいて 生産された健全なものを使用すること。
- 2 苗木は、所定の規格を持ち、発育が完全で組織が充実し、根の発達がよいもので病虫害 や外傷のないものとする。

3 受託者は、苗木の購入について監督員から指示がある場合は、監督員の承諾を得なければならない。

## (二次製品の緑化材料)

- 第27条 二次製品を用いた緑化材料は、設計図書に示された品質、形状等を有し、かつ、 施工時期、施工箇所の土質等に適合するものとする。
- 2 受託者は、貯蔵、保管、輸送等が適切でなく種子等に異状がある製品は使用してはならない。

## 第3節 木 材

(木材)

- 第28条 使用する木材は、使用目的に支障となる腐れ、割れ等の欠点のないものとする。
- 2 設計図書に示す寸法の表示は、製材においては仕上がり寸法とし、素材については特に 明示する場合を除き、末口才法とする。
- 3 受託者は、防腐処理を施した木材を使用する場合は、設計図書によるものとする。
- 4 使用する木材の寸法は、おおむね使用寸法以上かつ支障のでない範囲のものでなければならない。
- 5 受託者は、現地発生の間伐材等を使用する場合、品質、形状等は、監督員の指示によるものとする。

## 第3章 共 通 施 工

## 第1節 柵 工

(一般)

- 第29条 受託者は、杭は、拵え面、山腹斜面とも垂直に打ち込まなければならない。
- 2 受託者は、杭の打込み深さは、設計図書に明示した場合を除き、出来るだけ杭長の3分の2以上とし、少なくとも2分の1以上としなければならない。

#### (編柵工)

- 第30条 受託者は、編柵工の施工に当たり、帯梢を間隙のないように編み上げ、埋め土して活着容易なヤナギ、ウツギ等を挿木し、萱及び雑草株を植え付け、踏み固めて仕上げなければならない。
- 2 受託者は、編柵工の上端の帯梢2本だけは、抜けないように十分ねじりながら施行しなければならない。また、必要に応じて上端の帯梢が抜けないように鉄線等で緊結しなければならない。

#### (木柵及び丸太柵工)

- 第31条 受託者は、木柵及び丸太工の施工に当たり、背板又は丸太を間隙のないように並べ、埋め土して萱及び雑草株を植え付け、踏み固めて仕上げなければならない。
- 2 受託者は、上端の背板又は丸太は、抜けないように釘又は鉄線で杭に固定しなければならない。

#### (鋼製及び合成樹脂二次製品の柵工)

第32条 受託者は、鋼製及び合成樹脂二次製品の柵工は、設計図書によるほか、それぞれの製品の特徴に応じ、施工しなければならない。

#### 第2節 階段切付工

(階段切付)

- 第33条 受託者は、のり切土砂堆積部分の階段切付けは、土砂をなるべく降雨にさらし、 安定した後に行わなければならない。
- 2 受託者は、階段面は、設計図書に基づき、切り付けなければならない。原則として水平 に階段を切らなければならない。

#### 第3節 伏工

(一般)

第34条 受託者は、斜面整地は、上方から下方に向かって順次凹凸なくならし、斜面の浮き土砂、根株、転石その他障害物を取り除き、平滑にしなければならない。

(わら伏工)

- 第35条 受託者は、階段を切って筋工等と併用させる場合は、わらの先端を階段上に埋め 込み、茎の部分を斜面に沿って垂らし、下部は縄を張って押えなければならない。
- 2 受託者は、階段を切らないで施行する筋工等の斜面被覆の場合は、わらを水平に敷き 並べ、その両端を止め縄で止めなければならない。
- 3 受託者は、わらの飛散を防止するための止め縄及び押縄は、斜面長、わらの長さに応じて適切な間隔とし、必要に応じて目串等で縄を押えるものとする。

(むしろ伏工)

- 第36条 受託者は、むしろ伏工の施工に当たり、むしろのわらがのり面に水平になるよう 張り付け、降雨による流水を分散させ、種子、肥料等の流亡を防止するようにしなければ ならない。
- 2 受託者は、種子、肥料を装着したむしろは、その面をのり面に密着させなければならない。

(網伏工)

- 第37条 播種をともなう網伏工は、次節に準ずるものとする。
- 2 受託者は、網伏工は、原則として上方から下方に向かって行い、安全に止め釘等で地表面に密着させ、固定しなければならない。
- 3 受託者は、網の連結は、上部の網を上に、下部の網を下にして一目以上重ね、網と同質 以上の材料で連結しなければならない。
- 4 受託者は、網伏工とロープを使用する場合は、次の各号によるものとする。
- (1)施行斜面の周囲の網端部は、ロープで密着固定し、ロープの交点及び必要な箇所をアンカーで固定すること。
- (2) 斜面部分のロープは、網と密着固定し、交点及び必要な箇所をアンカー又は止め釘等で固定すること。

(その他二次製品を用いた伏工)

第38条 二次製品を用いた伏工の施工については、第32条から第35条までに準ずる ものとする。

#### 第4節 実播工

(一般)

- 第39条 受託者は、必要に応じあらかじめ種子に発芽促進処理を行うことができるものとする。
- 2 受託者は、強風や豪雨の時、又は、播種直後にその恐れがあるときには播種を行ってはならない。

#### (筋実播工)

- 第40条 受託者は、原則、等高線に沿って溝をつけなければならない。
- 2 受託者は、所定の種肥土を溝に均等に播き込まなければならない。
- 3 受託者は、播種後は、土羽板等で十分打ち固めなければならない。

(斜面実播工)

- 第41条 受託者は、斜面の浮き土砂を処理した後でなければ斜面実播工を行ってはならない。
- 愛託者は、所定の種肥土を均等にいきわたるように播かなければならない。

#### 第5節 植栽工

(一般)

第42条 植栽、追肥、補植等は、特に設計図書に定める場合を除き、本節によるものとする。

#### (植 栽)

- 第43条 受託者は、苗木運搬については、根をむしろ等で包んで運搬しなければならない。なお、運搬中損傷しないよう取り扱うと同時に乾燥しないようシート等で全体を覆わなければならない。
- 2 受託者は、苗木の仮植する場所については、日陰、適湿の土地であって雨水の停滞しないところを選定しなければならない。
- 3 受託者は、仮植については、根が重くならないようにして並べ、幹の3分の1から4分の1までを覆土し、踏み付けた後、再び軽く土を覆い、乾燥を防ぐため日中は必ずこも、むしろ等で日除けをしなければならない。
- 4 受託者は、植付けのために作業地に苗木を運搬したときは、直ちに束を緩めて仮植を 行い、むしろ等で覆って風・光にさらさないようにしなければならない。
- 5 受託者は、苗木を携行するときは、根を露出させないよう必ず苗木袋を使用する等適 切な処置を講じなければならない。

- 6 受託者は、植穴については、径及び深さをそれぞれ30cm程度に掘り耕転し、石礫及び根株等の有害物を除去しなければならない。ただし、地形土質条件により所定の植穴が掘れない場合は、監督員と協議しなければならない。
- 7 受託者は、堆肥を基肥とする場合は、植穴最下部に入れ 5~10cm 覆土しなければならない。
- 8 受託者は、植付けについては、やや深めに、根を自然状態のまま広げて植穴中央に立て、苗木をゆり動かしながら手で覆土し、苗木を少し引き上げ加減にして周囲を踏み固め、そのあとがくぼみにならないようにいくぶん高めに行うものとする。なお、深植、浅植にならないようにしなければならない。
- 9 受託者は、化学肥料を基肥とする場合は、ある程度埋め戻した後、根張り(又は枝張り)の外側に点状、半月状又は輪状に苗木に触れないように施し、更に周囲に残っている土を肥料の深さが3~10cmになるように盛り上げ、再び踏み固めなければならない。
- 10 受託者は、日光の直射が強い日及び強風の際は、なるべく避けるものとし、やむを得ず 実施する場合は、苗木、植穴、覆土等の乾燥に十分注意しなければならない。
- 11 受託者は、気象状況により乾燥が続き、植付け後の活着が危ぶまれるときは作業を中止し、監督員に報告しなければならない。
- 12 受託者は、肥料は、直射日光、雨水等にさらされないように覆いをして保管しなければならない。
- 13 受託者は、配合資料(粒状肥料を含む。)を施肥する場合は、基準量の入る容器を使用しなければならない。
- 14 受託者は、肥料が直接植栽木の根に接触しないように留意し、均等に根から吸収されるように散布し、施肥しなければならない。

## (追 肥)

- 第44条 受託者は、肥料については、設計図書に定める肥料成分以外のものを使用してはならない。
- 2 受託者は、1本当たりの施肥量は容器等で十分把握しなければならない。
- 3 受託者は、施肥の位置は、原則として樹幹の外周直下の山側に半円状に行わなければならない。なお、施肥の時期については、監督員L協議すること。

#### (補 植)

第45条 補植は、第43条の規定に準ずるものとする。

## 第4章 森 林 整 備

## 第1節 通 則

(一般)

第46条 森林整備の材料及び施工については、第2章及び第3章によるもののほか、本章によるものとする。

#### 第2節 植 栽

(地拵え)

- 第47条 地拵えは、植栽又は天然下種更新等の予定地に生育する雑草、笹、かん木等を取り除き、植栽や種子の定着に適した環境を整備するために行うもので、次の各項によるものとする。
- 2 受託者は、地拵えについては、地際から刈払い、伐倒しなければならない。
- 3 受託者は、全面地拵えについては、植栽予定地の全面を対象に地表植生の刈払い等を行わなければならない。ただし、あらかじめ保残するものとして表示した又は作業に先立ち監督員が指示した立木・幼齢木を除く。
- 4 受託者は、筋地拵えの幅、残す幅、坪地拵えの位置及び範囲(坪の大きさ)については、 設計図書によらなければならない。
- 5 受託者は、伐倒木・枝条等の整理については、監督員の指示がある場合等を除き、植栽 の支障にならないようにするとともに、滑落・移動しないようにしなければならない。

#### (苗木運搬)

- 第48条 受託者は、苗木の運搬については、掘取りから植付けまでの間、乾燥、損傷に注意して活着不良とならないように処理しなければならない。
- 2 受託者は、運搬の際には必ず苗木袋等を使用し、根は露出させてはならない。

#### (仮植)

- 第49条 受託者は、仮植地については、植栽予定地の近くで適地を選定し、事前に耕やしておかなければならない。
- 2 受託者は、苗木の結束を解き1本ずつ根が重ならないように並べ、幹の3分の1から4 分の1までを覆土し、踏み付けた後、再び軽く土を覆い、乾燥を防ぐため日中は必ずむし ろ等で日除けをしなければならない。
- 3 受託者は、仮植周辺地に排水路を掘る、又は、日光の直射を受けぬように処置しなければならない。
- 4 受託者は、乾燥しやすい場所、又はやむを得ず数日をかけ仮植する場合は、むれないように、むしろ等で日覆いをし、適時潅水しなければならない。

(植付け)

- 第50条 植付けは、第43条の規定に準ずるほか、本条によるものとする。
- 2 受託者は、植穴については、掘り出した土砂は破砕し、石礫等は取り除かなければならない。また、地被物を除去して十分に掘り起こし、砕土した後、根茎、石礫、落ち葉等を取り除かなければならない。なお、土壌条件が不適当な場合は、監督員と協議し、客土等の必要な処置を講じなければならない。
- 3 受託者は、植付け本数及び苗木間、列間距離については、設計図書によらなければならない。また、植付け地点に岩石、根株等の障害物があって植え難い場合には、その上下に若干移動して植え付けるものとする。
- 4 受託者は、植付けのため、苗畑又は仮植地から植栽地に苗木を運搬するときは、1日の 植付け可能本数を小運搬の限度とし、植栽地付近に小運搬された苗木はただちに仮植を 行い、乾燥を防ぐ措置をしなければならない。
- 5 受託者は、植付けは、指定期間内に完了しなければならない。ただし、気象条件等により指定期間内に完了が困難となった場合は、すみやかに監督員に報告し、指示を得なければならない。
- 6 受託者は、気象情報により植付け後の活着が十分でない場合は、作業を中止して監督員 と協議し必要な措置を講じなければならない。

(補 植)

第51条 補植は、第45条及び前条の規定に準ずるものとする。

(施肥)

第52条 施肥は、第42条から第44条までの規定に準ずるよのとする。

#### 第3節 保 育

(下 刈)

- 第53条 受託者は、下刈りの施工に当たり、笹、雑草、灌木、つる類等植栽木の成育に支障となる地被物を、原則として海岸部は地際から10cm以下、海岸部以外は15cm以下又は監督員の指示による高さに刈り払わなければならない。
- 2 受託者は、刈払い物については、植栽木を覆わないように存置しなければならない。
- 3 受託者は、プリリ作業中、植栽木を損傷しないよう注意し、特に植栽木の周囲の刈払いには、植栽木の根元に下刈鎌、下刈機の刃部が向かないように刈り払わなければならな

(刈出し)

第54条 受託者は、先に育成木又は残存木の周囲を刈払い、植栽木の位置を確かめてから、その他の部分の刈払いを行わなければならない。

#### (つる切り)

- 第55条 受託者は、つる切りの施工に当たり、原則として、植栽木及び有用天然木に着生するつる類は、根元から切断しなければならない。
- 2 受託者は、植栽木に巻きついたつる類は、植栽木を損傷しないようと除去しなければならない。

(本数調整伐、受光伐、除間伐)

第56条 受託者は、本数調整伐、受光伐、除間伐の施工に当たり、伐採対象木が標示してない場合は、特記仕様書で指示する対象木を選木することとし、対象木全てにテープ等によりマーキングしなければならない。

ただし、特記仕様書において対象木全てのマーキングを不要としている場合は、全木マーキングを行わず、標準地の選木状況に準じて、対象木を選木するものとする。

- 2 受託者は、伐倒にあたっては、対象木以外の立木を損傷しないよう注意しなければならない。
- 3 受託者は、伐倒木については、かかり木のまま放置することなく、地面に引き落とした 後、次のとおり適切に処理しなければならない。ただし、設計図書においてこれらの作業 を計上していない場合はこの限りではない。
  - 一 枝払は、樹幹が地面に付く程度すで枝条を切り払うこと。ただし、地面に接しない部分については、玉切・片付等後続作業の支障とならない程度に作業するものとする。
  - 二 伐採木の渓床部への落とし込み・堆積を禁止するとともに、玉切・片付に当たっては 地形等を勘案の上、渓床部においては樹幹を小運搬・集積できる程度に玉切し、渓床から斜距離でおおむね10m以上離して集積し、転落又は流出しないよう、根株等の利用 により等高線状に固定すること。また、渓床から斜距離でおおむね10mの範囲内を除 いては、後続作業及び林内歩行の支障とならない箇所に、樹幹が地面に付き容易に転落 しないよう、必要に応じて玉切・固定を行うこと。

なお、渓床部での作業に当たっては、渓床から斜距離でおおむね10mの位置にある 残存木に、渓床に沿って見通せる程度の間隔でビニールテープ等によりマーキングし、 これを第44条に規定する業務検査の完了まで保持するものとする。

### (枝打ち・枝落し)

第57条 受託者は、枝打ち・枝落しの対象木及び枝を落す範囲については、標準地等の実施状況に準ずるか、又は監督員の指示によるものとする。

- 2 受託者は、枝の切断については、樹幹に沿って平滑に切断するものとし、残枝長を樹 幹(枝座がある場合は枝座)から5mm以下としなければならない。
- 3 受託者は、樹幹に枝座(枝隆)がある場合、枝座(枝隆)を切り落とさないものとする。
- 4 受託者は、枝打ち・枝落しの施工に当たり、樹幹の形成層を損傷しないよう留意し、葉量が多く、作業途中で裂ける恐れのあるある枝は、途中で切断した後、更に仕上げ切断する等の方法によらなければならない。
- 5 受託者は、枝落しの時期については、監督員から指定された場合を除る、林木の成長休 止期に行わなければならない。

(追 肥)

第58条 追肥については、第43条及び第44条までの規定は準ずるものとする。

(雪起し)

- 第59条 受託者は、雪起しについては、融雪後速やかと実施しなければならない。
- 2 受託者は、雪起しの施工に当たり、樹幹を損傷しないよう注意しながら、若干強度に引き起こさなければならない。
- 3 受託者は、根の部分がゆるんでいる場合は、十分踏み固めなければならない。

(病虫獣害防除)

- 第60条 受託者は、薬剤を用いて病虫製害防除を行う場合、薬剤の種類、散布量、散布の 方法は、設計図書によらなければないない。
- 2 受託者は、薬剤散布は、対象林分等の周辺の環境に十分配慮するとともに、風向等の気 象条件を考慮して、散布しなければならない。
- 3 受託者は、殺鼠剤散布は、概ね10m程度を散布間隔の目安とし、倒木、伐根、末木枝 条等の堆積箇所には、重点的に散布しなければならない。

第4節 海岸林造成

(防風工)

- 第61条 受託者は、防風工の方向については、原則として主風向に直角に設けなければな らない。
- 2 受託者は 防風工の施工に当たり、強風等により倒壊しないよう、杭建込後、十分突き 固めるほか、構成資材の緊結等を堅固に行わなければならない。
- 3 受託者は、防風工の設置に当たり、遮風壁の間隙にムラが生じないよう取り付けなければならない。

#### (排水工)

第62条 受託者は、海岸林に設ける排水路等の側法は、現地の土質条件に応じて、その機能が維持される適切な勾配で施工しなければならない。また、速やかな排水が可能となる 勾配を付して施工しなければならない。

#### (静砂工等)

- 第63条 受託者は、静砂工又は静砂垣については、植栽予定地を垣根によって正方形等に 区画し、その一辺を原則として主風向に直角に施工し、かつ、地形に合わせて施工しなければならない。
- 2 受託者は、静砂垣については、強風等により倒壊しないよう、杭建込後・十分突き固め るほか、構成資材の緊結等を堅固に行わなければならない。

#### (植栽)

- 第64条 植栽は、第42条から第45条まで並びに第49条及び第50条の規定に準ずるものとする。
- 2 受託者は、植栽木が風雪、風浪等の影響を受ける時期に植栽を行ってはならない。

#### 第5節 歩道整備

(歩道作設)

- 第65条 受託者は、歩道作設に当たり、測量杭を中心とし、幅員に余裕をもった範囲内の 笹、雑草、灌木等を刈払い、横断方向路面は水平に整地し、根状は支障とならないよう除 去しなければならない。
- 2 受託者は、凹地形、又は滞水のおそれのある箇所は、排水溝を設けなければならない。
- 3 受託者は、歩道作設により生じた切取り残土については、崩落、流出等のないよう設計 図書に基づき処理しなければならない。なお、設計図書に示された以外の方法で処理する 場合は、監督員と協議を行うものとする。

## (歩道補修

第66条 歩道補修については、設計図書によるとともに第65条に準ずるものとする。

附則

- この改正は、平成20年5月12日から施行し、平成20年度事業から適用する。 附 則
- この改正は、平成21年6月29日から施行し、平成21年度事業から適用する。

附則

- この改正は、平成22年4月1日から施行し、平成22年度事業から適用する。 附 則
- この改正は、平成28年6月8日から施行し、平成28年度事業から適用する。 附 則
- この改正は、令和元年6月25日から施行し、令和元年度事業から適用する。

## 平成15年9月1付森保第418号

- (一部改正) 平成16年4月1日付森保第67号
- (一部改正) 平成18年3月30日付第20060013566号
- (一部改正) 平成19年4月11日付第200600203159号
- (一部改正) 平成20年5月12日付第200800017827号
- (一部改正) 平成21年6月29日付第200900040780号
- (一部改正) 平成28年6月8日付第201600028009号
- (一部改正) 令和元年6月25日付第201900081731号

# 鳥取県森林整備事業施工管理基準

## 鳥取県森林整備事業施工管理基準

#### 1 目 的

この基準は、農林水産部が所管する森林整備事業の施工について、契約書類に定められた履行期間、業務目的物の出来形及び品質規格の確保を図ることを目的とする。

#### 2 適 用

この基準は、鳥取県森林整備事業仕様書(平成15年9月1日付森保第419号鳥取 県農林水産部長通知)第10条に基づいて定めたものであり、農林水産部及び地方事務 所(東部農林事務所八 頭事務所、中部総合事務 所、西部総合事務所、西部総合事務 所日野振興センターをいう。)が発注する森林整備事業に適用する。

ただし、業務の種類、規模、施工条件等により、この基準により難い場合は、監督員 と協議して他の方法によることができる。

#### 3 構成

施工管理は、工程管理、出来形管理及び品質管理から構成される。

#### 4 管理の実施

測定、試験等の数値が著しく偏向する場合、バラツキが大きい場合、又は所定の範囲を外れる場合等は、その都度監督員に報告するとともに、更に精査の上、原因を明らかにして、手直し、補強、やり直し等の処置を速やかに行わなければならない。

#### 5 管理項目及び方法

## (1) 工程管理

## ア 業務工程表

受託者は、工程管理を業務内容に応じ作成した業務工程表により行うものとする。

#### イ 作業週報

受託者は、着手から完了までの期間について、天候、作業内容、出役人員、出来形数量、使用機械、指示、承諾及び協議事項等を記入した作業週報を作成するものとする。

#### (2) 出来形管理

#### ア 出来形管理基準

出来形管理の基準は、出来形管理基準(別表1)によるものとする。ただし、これにより難い場合は、監督員の指示によるものとする。

## イ 出来形図面、出来形集計表

- (ア) 出来形図面作成の基本事項は、次のa及びbによらなければならない。
  - a 出来形の計測及び数量計算の方法は、次により行なわなければならない。
    - (a) 出来形図の作成区分及び数量計算方法は、次表を標準とするものとする。 ただし、次表により難い場合は監督員の指示によるものとする。

出来形図の作成区分表

		図面			数量計算方法			
ー エ 種 	平面	正面	断面	展開	計算式 方式	両断面 平均方式	数量表示 方式	
森林整備等	0	(面積又は数量表示方式)						

- 注)〇 計算式方式とは、図上で計算式を使用して数量計算を行なうもの
  - 数量表示方式とは、延長、本数、枚数等で数量を計算するもの
    - (b) 構造物等の出来形寸法は、寸法単位(別表2)によものとする。
    - (c) 設計寸法が明示されている場合の出来形寸法は、出来形管理基準(別表 1) の許容範囲で取り扱うが、設計寸法又は許容範囲が明示されていない場合の出来形寸法は、基礎数値以下切捨てとして処理するものとする。
    - b 出来形の測量は、テープ、コンパス、GPS機器等を使用する。1測量区画線、寸法等の表示方法は監督員の指示によるものとする。なお、GPS機器を使用して出来形の測量を行う場合は、次のすべてを満たすこと。
      - ① 測量時の捕捉衛星数は、4つ以上であること。
      - ② 補正情報の受信を確認できること。
      - ③ 測点の半数は、PDOP値が4以下であること。
      - ④ 測位日時を含む測位データを添付すること。(様式は様式1による。)
    - (イ) 出来形の測量、図面等の作成は、次の各項によるものとする。
      - a 測量等に携わる者は、施工管理の目的を十分理解するとともに、個人誤差、 測定誤差等をなくすよう努めるものとする。
      - b 測量等によって得られた結果は、すみやかに整理し、監督員に提示できるようにするものとする。
      - c 出来形の測量、図面等の作成は、業務の着手前の測量(以下「起工測量」という。)を実施した場合及び出来形の施工区域の異動があった場合に行うものとし、施工区域に異動がない場合は、起工測量の成果図面をもって出来形の図面とすることができる。
    - (ウ) 不可視となる部分の測定は、適時に行い、写真等で判定できるようにするものとする。

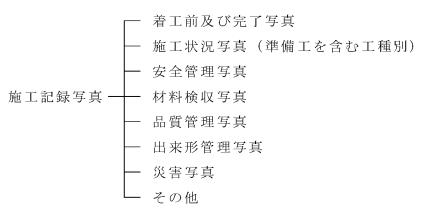
#### (3) 品質管理

使用材料等の品質管理の基準は、品質管理基準(別表3)によるものとする。また、 特に監督員の指示するものについては、その指示に従い試験又は資料の整備をしなけ ればならない。

## (4) 施工記録写真

ア 施工記録写真の分類

施工記録写真は、次のように分類する。



(ア) 着工前、完了写真等つなぎ写真とした方がよいもの

#### イ 写真の色彩及び大きさ等

写真はカラーとし、また、写真の大きさは原則としてサービスサイズ(8.9 cm×11.9 cm)以上とする。ただし、次の場合は、別の大きさとすることができる。なお、施工記録写真帳の大きさは、フリーアルバム又はA4版とする。また、監督員と協議の上、(5)のデジタル写真による撮影、管理、提出することができる。

- (イ) 監督員が指示するもの
- ウ 施工記録写真帳の提出部数
  - (ア)施工記録写真帳は施工段階ごとに整理し、業務完了時に1部提出するものと する。
  - (イ)監督員が指示する写真については、指示する時期に提出する部数を提出する ものとする。
- エ 施工記録写真の撮影基準

施工記録写真の撮影は、施工記録写真の撮影要領(別表4)を標準とする。

- (ア)写真の撮影に当たっては、原則として次の項目を記載した小黒板等を被写体 と共に写し込むものとする。
  - a 業務名
  - b 業種等
  - c 位置
  - d 設計寸法
  - e 出来形寸法
- (イ)監督員が指示するものについては、指示した項目、頻度で撮影するものとする。
- オ 不可視部分の写真管理

不可視となる出来形部分及び完了検査時に確認困難な箇所については、写真により出来形寸法等が容易に確認できるよう特に注意して撮影しなければならない。

- カ 施工記録写真撮影の留意事項
  - (ア)施工の過程、出来形確認、不可視部分、共通仮設、使用機械、現地の不一致、 災害発生等の写真は、重要な現場資料であるため、撮影時期を失しないよう、適 切かつ正確に行わなければならない。
  - (イ)撮影後は、すみやかに現像焼付けを行い、目的どおり撮影されているかを確かめなければならない。もし撮影が不完全な場合は、すみやかに撮り直しを行な

うものとし、再撮影不能のもの、撮り落したものについては、ただちに監督員に 報告して、その指示を受けなければならない。

- (ウ) 遠景写真を除き、写真には、ポール、ロッド等の計測器具を使用して撮影しなければならない。特に、不可視となる場合及び次のaからgまでの場合には、 寸法等を明瞭に撮影するものとする。
  - a 各種構造物の寸法
  - b 埋設構造物及び材料
  - c 災害(崩土)状況
  - d 施工管理狀態
  - e 使用材料の寸法
  - f 施工後取り壊されるもの
  - g その他必要と認めるもの
  - (エ) 局部的なものであっても、全体との位置関係を明確にするため、局部ととも に全体も撮影するものとする。
  - (オ) 施工前後を比較する場合は、同位置において撮影するものとする。
  - (カ) 寸法表示をつなぎ写真とする場合、背景に同一物体をいれて撮影するものと する。

## (5) デジタル写真

ア画像編集等

画像の信憑性を考慮し、原則として画像編集は認めない。ただし、監督員の承諾 を得た場合は、回転、パノラマ、全体の明るさの補正程度は行うことができる。

イ 有効画素数

有効画素数は、黒板の文字及びスケール等が確認できることを指標とする。

ウ 写真ファイル

記録形式は、JPEGとし、圧縮率、撮影モードについては監督員と協議の上決定する。

(6) 確認業務

確認業務は、監督基準(別表5)によるものとする。

附 則

この改正は、平成20年5月12日から施行し、平成20年度事業から適用する。

附則

この改正は、平成21年6月29日から施行し、平成21年度事業から適用する。

附則

この改正は、平成28年6月8日から施行し、平成28年度事業から適用する。

附則

この改正は、令和元年6月25日から施行し、令和元年度事業から適用する。

## 出来形管理基準

構造物の種類	項目	基 準	最小許容量	最大許容量	測定基準	備考
	高さ	-100			図面の表示箇所で測 定。断面、形状等の変化 点毎に測定する。	①単位は、mm ②設計図(構造図、標準 図、模式図等)に表示して
木製構造物 (建築物を除く)	長き	L(m)/0.5	-100	-400		ある箇所を測定する。
(建業物で除く)	幅(厚さ)	-50				③この基準により難い場合は、監督員の指示によ
	法勾配	±0.5分				る。
歩道	延長	設計数値以上			全延長	
少坦	幅員	設計数値以上			50m毎に測定	

重裁重重面別加面記し	設計数値以上  -5%(標準地調査 設計数値以上 設計数値以上 設計数値以上 設計数値以上 基準に対する。 基準のでは、海岸部に、海岸部にのの以下のがら10での以下。 設計数値以上 -5%(標準地調査	最小許容値 +1cm	最大許容値 +3cm	測定基準標準地調査のとおり標準地調査1箇所当たり、5箇所を測定し、その平均値を算出する	備 考 誤差:周囲測量の閉合差の許容限度は5/100とする。 植栽本数で指定する場合は、設計数値以上 誤差:植栽の面積に同じ。	
面 裁 重 重 面 刈 面 起 量 量 積 高 積 率	一5%(標準地調査 設計数値以上 設計数値以上 設計数値以上 基 準 海岸部は地際から10 cm以下、海岸部以 外は地際から15cm 以下 設計数値以上	た(による) 最小許容値 +1cm		標準地調査のとおり 標準地調査1箇所当た り、5箇所を測定し、その	誤差:周囲測量の閉合差の許容限度は5/100とする。 植栽本数で指定する場合は、設計数値以上 誤差:植栽の面積に同じ。	
重載重重面刈り面配の一型のでは、	一5%(標準地調査 設計数値以上 設計数値以上 設計数値以上 基 準 海岸部は地際から10 cm以下、海岸部以 外は地際から15cm 以下 設計数値以上	最小許容値 +1cm		標準地調査1箇所当た り、5箇所を測定し、その	の許容限度は5/100とする。 植栽本数で指定する場合は、設計数値以上 誤差:植製の面積に同じ。	
重量面別払高し率	設計数値以上 設計数値以上 設計数値以上 基 準 海岸部は地際から10 cm以下、海岸部以 外は地際から15cm 以下 設計数値以上	最小許容値 +1cm		標準地調査1箇所当た り、5箇所を測定し、その	は、設計数値以上誤差:植製の面積に同じ。	
重量加減高を表している。	設計数値以上 設計数値以上 基 準 海岸部は地際から10 cm以下、海岸部以 外は地際から15cm 以下 設計数値以上	+1cm		標準地調査1箇所当た  り、5箇所を測定し、そ <b>の</b>		
加払高面積	設計数値以上 基 準 海岸部は地際から10 cm以下、海岸部以 外は地際から15cm 以下 設計数値以上	+1cm		標準地調査1箇所当た  り、5箇所を測定し、そ <b>の</b>		
刈払高 面積 起こし率	基準 海岸部は地際から10 cm以下、海岸部以 外は地際から15cm 以下 設計数値以上	+1cm		標準地調査1箇所当た  り、5箇所を測定し、そ <b>の</b>		
面積起こし率	海岸部は地際から10 cm以下、海岸部以 外は地際から15cm 以下 設計数値以上	+1cm		標準地調査1箇所当た  り、5箇所を測定し、そ <b>の</b>	迎美・姉恭の声種に同じ	
起こし率					調美・嫡恭の高穂に同じ	
	-5%(標準地調査					
面積		-5%(標準地調査による)			本数で指定する場合は、 設計数値以上	
	設計数値以上				誤差:植栽の面積に同じ。	
面積	設計数値以上				誤差:植栽の面積に同じ。	
伐採率	-5%(標準地調査による)			標準地調査のとおり	伐採本数で指定する場合 は、設計数値以上	
面積	設計数値以上				誤差:植栽の面積に同じ。	
枝下高	-10%(標準地調査平均による)			標準地調査のとおり		
残枝長	5mm以下	5mm以		標準地調査のとおり	標準地ごとに立木全てに ついて、上部と下部の計2 箇所以上を管理する。	
	基準	最小許容値	最大許容 値			
総延長	設計数値以上			全延長		
幅員	設計数値以上			50mごと		
切土高	1400㎜以下		+600mm	50mごと	ヘアピンカーブ、単発的な 急傾斜においては、この 限りではない。	
	標準地調査は、面積又は箇所でいずれか多 い標準地数を採用			でいる以上は6標準地 施工地が5施工地未満は2施工地以上 5施工地以上10施工地未満は3施工地以		
付	注採率 插 積 高 支 下 長	之採率 -5%(標準地調査 面積 設計数値以上 支下高 -10%(標準地調査 支大長 5mm以下 基準 設計数値以上 に関う 設計数値以上 に関う は、面積	は採率 -5%(標準地調査による) 面積 設計数値以上 表下高 -10%(標準地調査平均による) 表核長 5mm以 基準 最小許容値 設計数値以上 幅員 設計数値以上 可土高 1400mm以下	は探率 -5%(標準地調査による)	「「「「「「「「「「」」」」」	

- (注1) 作業の不要地の面積が0.01ha以上及び車道幅員3.0m以上の作業道の部分は除地とする。 (注2) 施工地は大字を1つの単位とする。 (注3) 本表にない工種等の取扱いは、監督員の指示によるものとする。

(別表2)		寸	法	単	位					_
		寸法		基礎	数値				<b>逆</b> 用	
区分	構造物等	') /A	単位	単位	単位		集計	長	高	
	<b>神足物寺</b>	単位	以下	以下	以下	単位士	単位	ささ	(深	幅
		中四	3位止	2位止	一十位正			<b>C</b>	)さ	
	柵工等	m			0		小数第2位止	0	0	0
	伏工	ba			0		小数第2位止			0
	実播工等	m			0		小数第2位止	0		0
	盛土等	m			0		小数第2位止	0	0	0
Γ	下刈、除									
面積	伐、本数調	ha		0			小数第2位止			
	整伐等									
	伐開、除根	m <sup>*</sup>				0	単位止			
体積	木材	m3				0	小数第1位止			
	その他	m3			0		小数第2位止			
重量	鋼材	t		0			少数第2位止			
	その他	kg				0	単位止			
本数	木材、杭材					0	単位止			
	円周率、法									
	長係数									
係数	三角閏数、		0							
	弧度									
	沙科文									

1. 本表にない工種等の取扱いは、監督員の指示によるものとする。
2. 端数はすべて四捨五入とする。 (注)

(別表3)

## 品質管理基準

項目	管 理 基 準			
	林業種苗法施行令第1条に係る、スギ、ヒノキ、アカマツ、クロマツ(以上抜粋)			
苗木(山行苗木) 	林業種苗法に基づく証票			
苗木(上記以外)	生産地証明書又は購入伝票			
肥料	保証票(肥料取締法)又は購入伝票			
客土	生産地証明書又は購入伝票			

# 施工記録写真の撮影要領

撮影区分	撮影事項	撮影内容		
業務着手前		施工箇所の全景及び各工種毎に施工箇所の代表的なものについて、局部		
完了	施工箇所	的なものを撮る。 位置については、固定して完了後も同一箇所から撮ることとする。		
施工中	施工箇所	施工箇所の全景及び各工種毎に施工箇所の代表的なものについて、局部 的なものを撮る。		
使用材料	各種材料の 規格管理状況	使用資材の搬入、集積、保管等の状況を撮る。		
	仮植	仮植地の全景及び苗木の仮植状況について撮る。		
植栽	地拵え	施工状況を1施工単位1回以上		
	苗木	形状・寸法を検収時に、各品目毎に1回以上撮る。		
	植栽	植穴、植付け、植栽間隔等の状況について各品目毎に1回以上撮る。 ポール、箱尺、スケール等で寸法表示する。		
	実袋	検収時、全量を撮る。 実袋にスプレーで番号を付して数量がわかるようにする。		
施肥・追肥	施肥	施工中、1施工単位1回以上撮る。 植栽木1本当りの施肥量がわかるようカップ等を用いて撮る		
空袋		完了時、全量を撮る。 検収時に付した番号で空袋の数量がわかるようにする。		
	実袋	検収時、全量を撮る。 実袋にスプレーで番号を付して数量がわかるようにする。		
客土	施工状況	施工中、1施工単位1回以上撮る。 植栽木1本当りの客土量がわかるようカップ等を用いて撮る。		
	空袋	完了時、全量を撮る。 検収時に付した番号で空袋の数量がわかるようにする。		
下刈	刈払高	1施工単位1回以上撮る。 刈払高がわかるようスケール等を用いて撮る。		
雪起し	施工状況等	1施工単位1回以上撮る。		
除伐	施工状況等	1施工単位1回以上撮る。		
本数調整伐	施工状況	標準地において作業前後に撮る。		
THE IN	選木状況	施工箇所の全景及び標準地において、選木作業後に撮る。		
枝打ち・枝落し	板下高及び残枝長	1施工単位1回以上撮る。 枝下高、残枝長がわかるようポール、スケール等を用いて撮る。		
鳥取式作業道	表土ブロックの利用	1路線2回以上路肩への利用状況を撮る。		
	重機転圧状況	1路線2回以上路線に斜行した転圧状況を撮る。		
その他の 工種	施工状況、出来形、寸法等	施工位置及び構造、施工状況等がわかるように撮る。 間隔、延長等がわかるように、ポール、箱尺、スケール等で寸法表示する。 特に明視できなくなる部分は施工が適正であることを証明できるように撮 る。		
災害•被害	施工地の被害状況	被害状況(全景、局部的に数量がわかるもの)、被災時の状況等、被災前後の対比ができるように撮る。		
	設計変更箇所	設計変更箇所は、その経緯がわかるよう詳細に撮る。		
その他	保安設備	防護柵、災害防止対策、交通安全対策の状況を撮る。		

(注)上記以外の写真管理は、鳥取県土木施工管理基準を準用する。 表土ブロックとは、表土(地表面の植生の根が張っている深さ)を帯状に剥いだものをいう。 (別表5)

監督基準

())14207							
種別	確認項目	確認時期	確認方法	確認頻度			
	材料検収	検収時	審査又は立会	1回以上			
植栽	植穴	完了時	審査又は立会	1回以上			
	出来形管理	施工中、完了後	審査又は立会	1回以上			
	写真管理	実施状況	審査又は検査	1回以上			
	材料検収	検収時	審査又は立会	1回以上			
施肥・追肥	17 77124	(注) 実袋にスプレー	一で番号を付して数量	性確認する。			
他化 - 地比		施工中、完了後	審査又は立会	1回以上			
	施肥量	(注)植栽木1本当りの施肥量は、カップ等で重量を確認し、 1本毎の施肥状況を確認する。 散布後、番号の付いた空袋を確認する。					
下刈	出来形管理	施工中、完了後	審査又は立会	1回以上			
除伐	出来形管理	施工中、无了後	審査又は立会	1回以上			
		選木終了後	審査又は立会	1回以上			
本数調整伐	出来形管理	標準地の伐採予定木にテープを巻き本数を確認する。					
		完了後	審査又は立会	1回以上			
枝落し	出来形管理	施工中、完了後	審査又は立会	1回以上			
鳥取式作業道	表土ブロックの利用 状況(仮置から転圧 までの施工状況)	施工中(早期)	立会	1回以上			
	重機転圧状況	施工中(早期)	立会	1回以上			

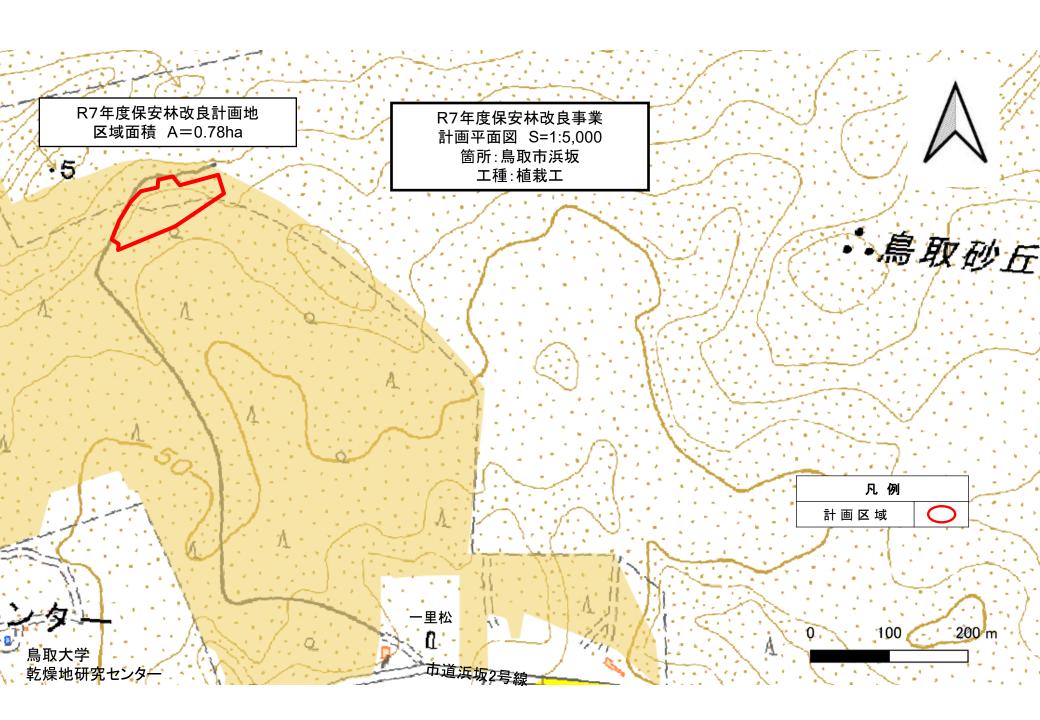
<sup>(</sup>注)上記以外の確認業務は、鳥取県土木工事施工管理基準を準用する。 その他確認業務が必要と考えられる時は、実施すること。

毎月 泪	手簿	(何	)
E T. / 只 '	-	יילו	.,

		観測手簿	(例)		
測量日			7		
測点数					
所在地				面積(ha)	
補正方法			_		
測点名	X座標	Y座標	衛星数	PDOP	観測時刻
	V— IVIV	1737			

契約図面





数量総括表

#### 業務数量表

名称	規格	数量	単位	備考
機械使用地拵え(草刈機・チェーンソー併 用)		0.78	ha	草地0.5m超
海岸林植栽(抵抗性クロマツ)	2年生 コンテナ苗 h=20cm	3, 120	本	
海岸林植栽(エノキ)	2年生 ポット苗 h=30cm	468	本	
海岸林植栽(トベラ)	2年生 ポット苗 h=30cm	312	本	
	- 1 日 H 000m	012	<u> </u>	

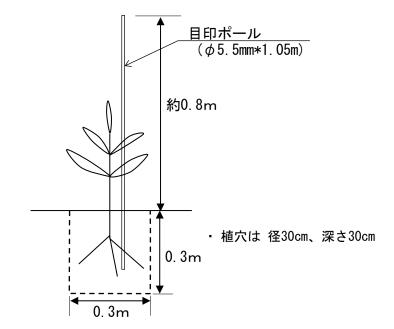
数量計算書

#### 植栽標準図

	約1.	. 4m							
1 (広) / 約1.4m	松	松	松	松	(広)	松	松	松	松
2 松	(医)	松	松	松	松	(広)	松	松	松
3 松	松	(広)	松	松	松	松	(広)	松	松
4 松	松	松	(広)	松	7	浅	松	(広)	松
5 松	松	松	松	(広)	松	松	松	松	(広)
6 (広)	松	松	松	松	(武)	松	松	松	松
7 松	(広)	松	松	松	松	(広)	松	松	松
8 松	松	(広)	松	松	松	松	(広)	松	松
9 松	松	松	(広)	松	松	松	松	(広)	松
10 松	松 2	松 3	松 4	(広) 5	松 6	松 7	松 8	级 9	(広) 10

#### 植栽本数 5,000本/ha

凡	例	
樹 種	記号	植栽割合
抵抗性クロマツ	松	4. 0
広葉樹(エノキ、トベ ラ)	(広)	1.0
残 存 木	残	



# 積算参考資料

(契約図書ではありません)

## 総括情報表

事務所 設計書名 変更回数 事業名 適用単価区分 適用単価地区 単価適用日	12 八頭事務所 設計書 当初 07-*****-00000-10 0 1 実施単価 03 鳥取市 00-07. 10. 10(0)
諸経費体系 ファイル名	1 治山
前払率(%) 工種区分 施工地域・施工場所 契約保証区分 緊急工費補正区分 現場環境改善費区分 ICT補正有無 単価一括置換指示 豪雪割増 週休二日補正係数 消費税率(%)	当 世 代

07-\*\*\*\*\*-00000-10

# 工事内訳書

	費目・工種・施工名称など	数量	単位	単 価	金額	備考
本工事費						X1000
植栽工						Y1403 (レベル1)
Life 4++ . Z						V0000 (1.1°40)
地拵え						Y2999 (レヘ・ル2)
		1	式			工徒 第0001日末
植栽		1	八			工種 第0001号表 Y2999 (レベル2)
但权						12999 (V· //2)
		1	式			工種 第0002号表
直接工事費		1	14			工作 第60027 次
匹汉工于英						
共通仮設費						
			式			
共通仮設費計						
純工事費						
現場管理費						
			_15:			
			式			

07-\*\*\*\*\*-00000-10

### 工事内訳書

		N/I 🗎	))/ //.	))/ / <del>/</del>		/# <u></u>
工事原価	費目・工種・施工名称など	数量	単位	単 価	金額	備考
工事你៕						
一般管理費等						
			式			
工事価格						
工事価格計						
消费税等相当						
消費税等相当 額計						
~ <del>*</del> # 31			式			
工事費計						
	!		<u> </u>			

07-\*\*\*\*\*-00000-10

.

Y2999

## 工種明細書

工種 第0001号表

		12000				
工	種・施工名称など	数量	単 位	単   価	金額	備考
	機械使用地拵え(草刈機・チェンソー併用)					STD05030 00
	草地 0.5mを超え1.5m以下					A=2, B=3
		0.78	ha			施工 第0-0001号表
	**単位当り**					
	本本中世ヨリネ本	1	式			

07-\*\*\*\*\*-00000-10

鳥取県鳥取県

工種 第0002号表

		N//	))/ //		I A	H4. [-
I.	種・施工名称など	数量	単位	単 価	金額	備考
İ	海岸林植栽(抵抗性クロマツ)					V00001 00
		0 100	+			大工 <b>然</b> 0 0000日末
		3, 120	本			施工 第0-0002号表 V00002 00
	(毎年   作性   枚   4   1   1   1   1   1   1   1   1   1					V00002 00
		468	本			施工 第0-0003号表
	海岸林植栽(トベラ)	100	71*			V00003 00
		312	本			施工 第0-0004号表
	**単位当り**	4	<u>+</u> -			
ļ į		1	式			
į						
İ						
<del>                                     </del>						
1						

07-\*\*\*\*\*-00000-10

鳥取県鳥取県

STD05030

施工単価表

施工 第0-0001号表

地 0.5mを超え1.5m以下							1 ha	<u> </u>
名 称 ・ 規 格 な ど	数量	単位	単	価	金額	備	考	
特殊作業員	9. 71	人				RTPC00001	11. 7*0. 83	1
普通作業員	9.71	人				RTPC00002	11. 7*0. 83	1
諸雑費	4.00	%				#01		1_
**単位当り**	1	ha						
A=2 草刈機・チェンソー併用			B=3	草地 0.5mを	·超え1.5m以下			

施工 第0-0002号表

						100	本	当り
名 称 ・ 規 格 な ど	数量	単位	単価	金額	備		考	
松くい虫抵抗性クロマツ					FKUROMATSU			
コンテナ苗、2年生	100	本						
					見積価格240円			
普通作業員					RTPC00002			
	0.47	人						
26.77 (1.31). [7]								
普通作業員	0.45				RTPC00002			
	0. 17	人						
ELLUTS A					PME TIDUCIII			
目印ポール	F0	<u> </u>			FMEJIRUSHI			
ダンポール210cm/本を半分に切断して使用	50	本			日往年抄116日			
		<u> </u>			見積価格116円			
***合計***	100	本						
<b>イイイロ</b> 同 イイイ	100	4						
**単位当り**	1	本						
	1	7						

海岸林植栽 (抵抗性クロマツ)

施工 第0-0003号表

数 量	単位	単   価	金額	備考
100		1		
100	本			FENOKI
				見積価格400円
0. 47	人			RTPC00002
0. 17	人			RTPC00002
				FMEJIRUSHI
50	本			The street in th
	,			見積価格116円
100	本			
1	本			
	0. 47 0. 17 50 100	0.47     人       0.17     人       50     本       100     本	0.47     人       0.17     人       50     本       100     本	0.47     人       0.17     人       50     本       100     本

海岸林植栽 (エノキ)

頁0-0009

V00003

施工単価表

施工 第0-0004号表

毎年4个個秋(ト・ヘノ)	700003		<u> </u>		100 本 当
名 称 ・ 規 格 な ど トベラ	数量	単位	単価	金額	備 考 FTOBERA
ポット苗、2年生	100	本			月 見 積 価格 400 円
普通作業員	0.47	人			RTPC00002
普通作業員	0. 17	人			RTPC00002
目印ポール ダンポール210cm/本を半分に切断して使用	50	本			FMEJIRUSHI 見積価格116円
*** <del>*</del>	100	本			
**単位当り**	1	本			

海岸林植栽 (トベラ)

#### 見積結果 (R7)

資材等名称			単位	円
苗木	抵抗性クロマツ	コンテナ苗・2年生	本	240
苗木	エノキ	ポット苗・2年生	本	400
苗木	トベラ	ポット苗・2年生	本	400
苗木用ポール	タ゛ンホ゜ールRマル55	L=2.1m, 5.5mm	本	116